

# 仕 様 書

福岡市（以下「発注者」という）は、受託事業者（以下「受注者」という）に対し、「福岡市スタートアップカフェ運営業務」（以下「本事業」という。）を委託する。なお、本事業の内容及び業務の範囲については、本仕様書によるものとする。

## 1 件名

福岡市スタートアップカフェ運営業務委託

## 2 履行場所の概要

本事業の実施場所については下記のとおりとする。

### (1) 施設の名称

Fukuoka Growth Next 1階 外

### (2) 所在地

福岡市中央区大名二丁目6番11号

### (3) 構造

地上RC造 3階建

### (4) 事業実施面積

以下の総面積のうち、「有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会」と受注者の間で締結する転貸借（無償）契約で定める面積を事業実施場所とする。

総面積 195.5745㎡

#### 【内訳】

《メインスペース》

158.0145㎡

《バックヤード》

37.56㎡

※上記のうち、国の委託事業である福岡市雇用労働相談センター等のスペースとして、21.77㎡を確保すること。

## 3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

## 4 委託事業実施時間

本事業の実施については、当該施設の保守等に要する日、及び年末年始（12月28日～1月4日）を除き実施するとともに、午前10時から午後9時までは下記6に掲げる業務内容の受付、対応を行うこと。なお、本事業を実施する場所については、午前10時から午後10時までは開放すること。

## 5 実施場所における体制

### (1) 業務遂行責任者の配置

受注者は、業務の管理を行う業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。なお、業務遂行責任者を変更した場合も同様とする。

### (2) 機能・人員体制及び必要とする資質等

#### ①機能・人員体制

##### ア. スタートアップカフェ

配置：主任コーディネーター1名

サブコーディネーター4名以上

勤務：上記の内1名以上が、委託業務実施時間中勤務する。

##### イ. 福岡市スタートアップ人材マッチングセンター

配置：センター長1名（サブコーディネーターと兼務可）

人材マッチングコーディネーター1名以上

勤務：上記の内1名以上が、毎週1回6時間/日以上

##### ウ. 福岡市開業ワンストップセンター

配置：センター長1名（サブコーディネーターと兼務可）

開業ワンストップコーディネーター1名以上

勤務：上記の内1名以上が、平日のみ6時間/日以上

##### エ. グローバルスタートアップセンター

配置：センター長1名（サブコーディネーター及びグローバルファイナンスセンター長と兼務可）

グローバルスタートアップコーディネーター1名以上（グローバルファイナンスコーディネーターと兼務可）

勤務：上記の内1名以上が、平日6時間/日以上及び土日4.5時間/日以上（祝日は除く）

##### オ. グローバルファイナンスセンター

配置：センター長1名（サブコーディネーター及びグローバルスタートアップセンター長と兼務可）

グローバルファイナンスコーディネーター1名以上（グローバルスタートアップコーディネーターと兼務可）

勤務：上記の内1名以上が、平日6時間/日以上及び土日4.5時間時間/日以上（祝日は除く）

##### カ. 上記ア～オのコーディネーターの事務的補助を行う人員

配置：2名以上

勤務：上記の内1名以上が、委託業務実施時間中勤務する。

※なお、繁忙時間帯等については、上記に関わらず、複数のコーディネーターで対応すること。

#### ②必要とする人員の資質等

ア. 配置する人員については、基本的に、様々な創業・起業（以下「スタートアップ」という）支援のコミュニティとスタートアップ希望者等を繋ぎ、スタートアップに関する広範な相談に対応可能な人材とする。

イ. (2) ①に示す各機能においては、以下の資質も求める。

- (ア) スタートアップカフェ  
スタートアップする企業（以下「スタートアップ企業」という）の経営・財務・販路等に深い知見があり、アドバイスを行うことが可能な人材。
- (イ) 福岡市スタートアップ人材マッチングセンター  
スタートアップ企業と就労希望人材との個別マッチング及び人材の開拓、スタートアップ企業の人材戦略についての総合的な相談が可能な人材。
- (ウ) 福岡市開業ワンストップセンター  
オンライン開業手続き及び定款の作成、法人登記手続き等の支援を行うにあたり、見識が深く、行政書士もしくは司法書士の資格を有する人材。
- (エ) グローバルスタートアップセンター  
国内外のビジネスに関する深い知見があり、英語による相談対応が可能な人材。  
※なお、英語以外の外国語についても、極力対応できるよう努めること。
- (オ) グローバルファイナンスセンター  
金融業に深い知見があり、福岡市への進出を検討している外資系金融機関等からの相談等に英語で対応することが可能な人材。  
※なお、英語以外の外国語についても、極力対応できるよう努めること。

### (3) スタートアップカフェ運営協議会の設置

スタートアップカフェの運営等に関する協議を行う「スタートアップカフェ運営協議会」を設置し、年間4回以上協議会を開催すること。

## 6 業務内容

「第9次福岡市基本計画」に掲げるスタートアップ都市づくりの拠点機能として、スタートアップカフェの開設と、スタートアップカフェにおける下記の業務を実施する。なお、スタートアップカフェの開設に当たっては、誰でも入りやすい「敷居の低い」空間を提供することとし、業務については、必要に応じ、オンラインも活用して実施するものとする。

### (1) スタートアップに関する情報提供・相談・交流機能の提供

#### ① 創業に関する広範な情報の収集・管理・発信・周知及び相談に関する活動

##### ア. 情報提供・情報発信

- (ア) 補助金等スタートアップに関する行政情報の提供
- (イ) 公的・民間支援団体が実施するスタートアップ支援事業の周知活動・内容説明
- (ウ) 情報発信のためのホームページ、SNS等の開設・運営
- (エ) 創業に資する情報を紹介する無料誌の企画・制作・発行（2か月に1回、A3二つ折り4ページ以上、オールカラー、3,000部以上発行）及びPDF等によるホームページ上での掲載
- (オ) 関連書籍、雑誌等の収集・配架
- (カ) その他創業に関する広範な情報提供に関する業務

※ホームページの運営、創業に資する情報を紹介する無料誌及び施設内については、広告の掲載を可とする。詳細は、別紙1「情報発信における広告掲載について」のとおり。

## イ. セミナー開催

### (ア) 受託事業者の実施事業

スタートアップに関するセミナーや勉強会、ビジネスマッチングイベントなど様々なイベントを企画し、毎月2回以上実施すること。

### (イ) 各支援団体との連携

スタートアップに関する各種セミナー等のイベントを行うスタートアップ支援団体等に対し、セミナースペース等の提供、支援及び管理を行うこと。

## ウ. 相談業務

(ア) スタートアップに関する様々な相談に対応するとともに、必要に応じスタートアップ支援団体につなぐこと。

(イ) 様々なスタートアップ支援団体とスタートアップ希望者とのコーディネート

(ウ) 各相談者の相談内容等を発注者が確認できる形式で記録（システムの活用等）すること。

※上記イ及びウの業務において、次のいずれかに該当する者のうち、特定創業支援等事業の対象者として取り扱うことを希望する者については、同事業の受講状況を管理し、発注者に報告すること。

- ・事業を営んでいない個人
- ・事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

## エ. 相談会

・創業に関する各手続き代行者（士業等）との相談会を週に1回以上開催すること。

## ② 創業者と関係者をつなぐ活動

### ア. ネットワークコーディネート

(ア) 様々なスタートアップ支援団体のネットワーク構築

(イ) スタートアップ支援事業のコーディネート

(ウ) 各種情報共有

### イ. スタートアップクラブの運営

(ア) スタートアップに関心がある者が加入する「スタートアップクラブ」の開設、運営及びクラブメルマガの運営。

(イ) スタートアップクラブの加入者に対する情報提供を行うこと。

(ウ) スタートアップクラブ加入者が活用できる特典を提供する企業を募り、加入者の利用申請の受付を行うこと。

### ウ. カフェ内コワーキングスペースの運営

相談者等が無料で利用できるコワーキングスペースの区画を設けること。

## (2) ワンストップ相談窓口機能の提供

### ① 創業に関する手続きのワンストップサービス（福岡市開業ワンストップセンター）

ア. 開業に必要な手続きに関する支援及び相談

(ア) 開業希望者に対する諸手続きに必要な士業・機関の紹介

(イ) 福岡市開業ワンストップセンター事業を行うに当たっては、別に市が定める運営要領に基づき行うこと。

② グローバルスタートアップに関する業務（グローバルスタートアップセンター）

ア. 相談窓口の設置

福岡市とスタートアップ相互支援に関する MoU 締結等を行った海外創業支援施設・拠点との窓口対応を行うほか、海外展開等に関する相談対応等を行う。

イ. セミナー・勉強会等の開催

海外展開等に関するセミナー・勉強会等を年間 1 2 回以上実施することとし、その企画、運営及び広報を行う。

ウ. 国内外スタートアップのマッチング支援

国内外スタートアップ支援者等とのネットワークを活用し、相談員と連携を図りながら市内スタートアップの積極的な海外展開支援や海外のスタートアップの誘致活動を行う。

エ. 国内外のスタートアップ支援者等との関係構築・ネットワーク強化

福岡市とスタートアップ相互支援に関する MoU 締結等を行った海外創業支援施設・拠点を含む国内外のスタートアップ支援者等との関係構築・ネットワーク強化を図る。

オ. 国内外スタートアップイベントへの参加

(ア) 国内外で開催されるスタートアップイベントに参加し、市内スタートアップのマッチング支援や、福岡市のスタートアップ施策の説明・PR 活動を行う。

(イ) 福岡市主催の国際ビジネスマッチングイベントにおいて、市内スタートアップや海外スタートアップ等のマッチング支援を関係者と連携を図りながら実施する。

カ. スタートアップイベントの開催

市内スタートアップ・市内企業と海外スタートアップ等とのマッチング機会の創出を目的したイベントを年間 2 回以上実施することとし、その企画及び運営を行う。

キ. スタートアップビザに関する業務

(ア) 外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業に必要な手続きに関する支援及び受付

(イ) 外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業の申請に関する相談の対応

(ウ) 外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業の申請の受付

(エ) スタートアップビザを活用して創業活動を行う外国人起業家を対象とした月 1 回以上の進捗状況確認及び報告書の作成

③ 国際金融機能誘致に関する業務（グローバルファイナンスセンター）

ア. 企業の拠点設立に関する相談及び支援

イ. 相談内容に応じた専門家や関係機関の紹介

### (3) 人材確保支援機能の提供

#### ① 人材戦略に関する総合的な相談対応

組織運営に必要な採用・教育・人事制度・評価制度・組織体制等について、人材の観点から総合的な相談対応を行うこと。

#### ② 従業員雇用を希望するスタートアップ企業とスタートアップ企業への就労を希望する人材とのマッチング（福岡市スタートアップ人材マッチングセンター）

ア．人材のマッチング（以下「マッチング事業」という。）を行うにあたっては、職業紹介事業に関する許可を取得しているとともに、職業安定法ほか関連法令を遵守し必要な手続きを行うこと。

(ア) マッチング事業を行うにあたっては、別に市が定める運営要領に基づき行うこと。

(イ) 本事業におけるマッチング事業とは、職業安定法に定められた職業紹介及び将来的に雇用関係につながりうる業務委託契約のあっせんのことをいう。

(ウ) スタートアップカフェ受託事業者が職業紹介事業に関する許可を取得していない場合には、許可を取得している別の事業者に対し再委託することも可能とする。

(エ) 本契約に基づいて行うマッチング事業の利用者は、国家戦略特別区域法第 36 条の 3 第 1 項に規定する創業者及び一定の第 2 創業を行う者とし、詳細は、運営要領に定めるものとする。

(オ) 本事業にて取得した求職者、並びに求人者に関する情報については、他の職業紹介事業に利用してはならない。

(カ) 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務にて取得した求職者、並びに求人者に関する情報資産を、市の指示に従い、市に引き渡した後、受託者に残留しているデータ等については、廃棄、消去等を行わなければならない。

(キ) マッチング事業実施にあたっては、WEBサイトを活用すること。

(ク) マッチング事業を行うにあたり、本契約に基づき支払われる委託料（再受託者については、再委託契約により支払われる報酬）を除き、一切の報酬を得てはならない。

(ケ) マッチング事業を行うにあたって、求職者に対し、求人情報の提供のほか、必要に応じて国又は地方公共団体の職員募集に係る情報を提供するものとする。

(コ) マッチング事業を行うにあたっては、求人者に対し、国家戦略特別区域法第 19 条の 2（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）の制度を案内するとともに、当該制度の活用を確認しなければならない。また、求人者が、活用の意思を示した場合は、速やかに委託者に連絡するものとする。

#### イ．マッチングイベント

従業員雇用を希望するスタートアップ企業とスタートアップ企業への就労を希望する人材との出会いの場の提供を行うこと。

### (4) 福岡市スタートアップ支援施設運営委員会との連携

福岡市スタートアップ支援施設運営委員会と定期的に情報交換をするなど、必要に応じて連携をしたスタートアップ支援を行うこと。

### (5) その他スタートアップの推進に関する事業

## 7 提供する設備及びサービスの概要

### (1) 無料で提供する設備及びサービス

設備及びサービス	対象者	提供時間
コワーキングスペース	来場者全員	施設開館時間
Wi-Fi	来場者全員	施設開館時間
電源	来場者全員	施設開館時間
セミナースペース利用	スタートアップカフェ運営協議会メンバー及び発注者が後援するイベント主催者等が行う事業でスタートアップに資するもの。	午前10時から午後10時までの間のセミナー等開催時間
セミナー付随機器利用 (プロジェクター、スクリーン、マイク等)	同上	同上
ビジネス関連図書閲覧	来場者全員	施設開館時間

(2) その他必要な設備、サービスについては発注者と協議のうえ決定するもの。

## 8 施設の維持・管理

(1) 施設内は、常に快適な環境を保つため、日常清掃等（新型コロナウイルス感染症対策のための消毒作業を含む）を適切に行うこと。

(2) 以下の項目を含んだ緊急対応マニュアルを作成すること。

ア. 利用者の安全を確保するとともに、施設の破損等異常がある場合は、速やかに市に報告すること。無許可、あるいは無秩序な利用者がある場合、警察への連絡等、必要な措置を講ずるとともに、速やかに市に報告すること。

イ. 火災及び事故の予防のための措置を講ずること。

ウ. 火災、地震及び突発的な事故により災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり警察署、消防署、市に連絡すること。

エ. 施設内で急病人や事故が発生した場合、速やかに適切な処置をとり、必要に応じて警察署、消防署、市に連絡すること。

(3) 福岡市スタートアップ支援施設運営委員会との連絡調整や水光熱費、通信運搬費、共益費、テレビ受信料等の支払いなどのすべての事務を行うこと。

## 9 業務報告及び成果品

本業務について、下記のとおり成果品を提出すること。

### (1) 月間業務報告書

前月分の月間業務報告書を毎月5日までに提出すること。

ただし、令和5年3月分は、令和5年3月31日、までに作成のうえ提出すること。

### (2) 中間報告書

令和4年9月30日までに中間報告書を作成のうえ提出のこと。

### (3) 最終報告書

令和5年3月31日までに最終報告書を作成のうえ提出のこと。

## 1.0 成果目標

機能	項目	年間KPI	備考
スタートアップカフェ	①相談件数	2,500件以上	(1) 人材マッチングセンター及び開業ワンストップセンターにおける相談を計上してもよい。ただし、グローバルスタートアップセンター及びグローバルファイナンスセンターでの相談は計上しないこと。 (2) 同一人物からの相談を延べ件数で計上してもよい。
	②創業者輩出	100件以上	開業ワンストップセンターでの法人設立としてもよい。
	③自主・共催でのイベント開催	24件以上	(1) 毎月2件以上実施すること。 (2) 人材マッチングセンター、開業ワンストップセンター主催のイベント及び他所との共催イベントも計上してよい。ただし、グローバルスタートアップセンター及びグローバルファイナンスセンター主催のイベントは計上しないこと。
人材マッチングセンター	④マッチング事業・相談	200件以上	相談数は、スタートアップカフェの相談件数に計上してもよい。
	⑤登録企業数	50社以上	企業の条件は、人材マッチングセンター運営要領を参照すること。
開業ワンストップセンター	⑥法人設立	70社以上	－
グローバル スタートアップセンター 及び グローバル ファイナンスセンター	⑦相談・情報提供・面談	4,000件以上	－
	⑧セミナー・勉強会	12回以上	海外展開等に関するものであること。
	⑨マッチングイベント	2回以上	市内スタートアップ企業や市内企業及び海外スタートアップ企業のマッチングとする。
	⑩成果件数	70件以上	海外と国内のスタートアップ企業のビジネスマッチングやスタートアップビザの申請、在留資格の取得等。なお、グローバルファイナンスセンターの誘致企業数等を含めてもよい。

## 1.1 その他

- (1) 基本的に相談対応はスタートアップ関連とし、一般の経営相談は福岡市経営支援課や中小企業基盤整備機構などの窓口を紹介する。
- (2) 暴力団又はその構成員を排除すること。特に、広告掲載やカフェクラブ会員の特典を提供する企業については、民間サービスを活用しながら、コンプライアンスチェックを徹底すること。
- (3) 受注者の行った事業等の成果については、原則として発注者に帰属するものとする。
- (4) 受注者は、この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、随時、発注者と十分に協議すること。
- (5) 業務について、受注者の不注意により生じた損害、受注者が第三者に与えた損害などによる損害賠償等に要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は事故防止に配慮するとともに、損害保険等必要なリスクへの対応を行う。
- (7) 受注者は別紙2に定める個人情報取扱特記事項を遵守しながら、取得する個人情報を適切に管理する。



## 別紙1 「情報発信における広告掲載について」

### 1. 広告の募集、内容について

- (1) 各広告の募集は、受託者が公募の上行うこと。なお、広告主は以下の事項を満たすものとする。
  - ・福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと
  - ・地方税の滞納がないこと
  - ・福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと
  - ・行政指導を受け改善がなされていないものでないこと
  - ・福岡市広告事業実施要領 第5「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守すること
- (2) 広告内容は、原則、スタートアップ企業を支援する企業や商品・サービス等、スタートアップ支援に資する内容であること。
- (3) 掲載内容等については、「福岡市広告事業実施要綱」、「福岡市広告事業実施要領」及び「福岡市ネット広告表現ガイドライン」に則り、発注者の事前確認を受けること。

（参考：福岡市広告事業のご案内）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/ad/kijun.html>

### 2. 広告の設置条件等

- (1) ポスターの掲示
  - ①1 枠あたりの規格：A1 サイズ以下
  - ②設置：館内壁面及び廊下部分壁面で、計6 枠まで  
（サイネージ投影等も可とする。）
- (2) パンフレット、チラシの配架
  - ①1 枠あたりの規格：A4 サイズ以下（A3 二つ折りも可とする。）
  - ②設置：館内及び廊下部分で、計27 枠まで  
（ただし、設置個所はラック等を活用し、3 か所以内にまとめること。）
- (3) 創業に資する情報を紹介する無料誌への広告掲載（A3 二つ折り以上）
  - ①1 枠あたりの規格規格：縦134 mm×横188 mmの範囲内
  - ②設置：無料誌の裏面（ただし、ホームページ掲載分は除くこと）
- (4) ホームページへの広告掲載
  - ①規格：縦300px×横1,200px の範囲内でのバナー広告
  - ②設置：トップページ以外

### 3. 広告料収入の充当等について

- (1) スタートアップカフェの運営費に、広告主からの広告掲載料収入のうち、最低でも税込 440 千円（以下、設定額）を充当すること。また、得られた広告料（以下、実績額）が 440 千円を下回る場合であっても、市から委託費の追加は行わない。
- (2) 広告内容の事前確認の際に、収入見込み額を報告すること。なお、月次で決定額及びその明細を報告すること。
- (3) 今年度の実績額が設定額より上回った場合、税込実績額から設定額を引いたものを 2 で除した金額（1 万円未満を切り上げる）を下半期の支払いから減額するものとする。

## 別紙2「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### （1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### （2）個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

#### （3）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

#### （4）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### （5）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### （6）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### （7）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 4 従業員の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

#### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

#### 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

#### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

#### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。



福岡市スタートアップ人材マッチングセンター  
運営要領

## 1 スタートアップ人材マッチングセンター設置の趣旨

創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター（以下、「センター」という。）」を、国家戦略特別区域会議の下に設置するもの。

## 2 センターの事業概要

- (1) 創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者（以下「求職者」という。）とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- (2) 国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
- (3) 求職者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等
- (4) 求職者等への人材確保を求めるスタートアップ企業及び第2創業企業についての情報提供（以下「求人スタートアップ紹介」という。）

表1 センターの事業概要

	事業内容	利用者	根拠	関係項目
i	マッチング	創業5年以内の企業等（4(1)①） × 求職者（4(2)）	特区法 第36条の3 及び独自事業	5(1) 5(2)
ii		創業5年以内の企業等（4(1)①） × 既存民間企業等（出向・派遣研修等の受け入れ先を求める企業等。以下同じ。4(3)）	独自事業	5(1) 5(3)
iii		一定の第2創業企業（4(1)②） × 求職者（4(2)）	独自事業	5(1) 5(2)
iv		一定の第2創業企業（4(1)②） × 既存民間企業等（4(3)）	独自事業	5(1) 5(3)
v	求人スタートアップ紹介	マッチング対象外のスタートアップ企業（概ね創業10年以内の企業。以下同じ。）及び第2創業企業	独自事業	5(4)
vi	相談対応	スタートアップ企業	特区法 第36条の3 及び独自事業	6
vii		求職者		
viii	情報提供	創業5年以内の企業等（4(1)①）及び一定の第2創業企業（4(1)②）	特区法 第36条の3 及び独自事業	7
ix		国、地方公共団体、経済団体及び民間企業		
x		求職者		



### 3 マッチング・相談・情報提供等、当センターのサービス提供時間

午前 10 時から午後 9 時までとする。

### 4 マッチングの利用者の範囲について

#### (1) 創業企業等

次の①及び②の表に掲げる者を対象とする。(平成 28 年 3 月 29 日より前にスタートアップカフェの人材マッチングの登録をしている者であって、①又は②に該当しない者については、引き続き最初の 1 人の採用に係るマッチングを行うものとする。)

ただし、②に該当する者に対しては、マッチングサービスの提供は、1 名の採用に限ることとし、マッチングによる採用又は出向が内定した場合、事後はマッチングを行わないものとする。(①に該当する者については、回数制限はなく、複数の採用も可能。)

①及び②に該当する者以外のスタートアップ企業(概ね創業から 10 年以内の企業)及び第 2 創業に対しては、人材マッチングに係るサービスの提供は行わないものの、求人スタートアップ紹介(5(4)参照)の利用を案内するものとする。

また、次に掲げる事項などにより、人材確保(や経営資源の確保)の支援を行う。

ア 採用すべき人材に係る方針など採用に係る相談対応

イ 活用できるサービス(他の国、地方公共団体等の行う職業紹介事業やスタートアップカフェの協賛事業者の提供する人材マッチングサービスの提供など)の紹介、厚生労働省の「人材サービス総合サイト(前掲)」の紹介

ウ 業務委託先の紹介などのビジネスマッチング(スタートアップ企業と他の企業との間の業務委託先の紹介等。カフェの一般的な相談において対応可能な範囲で援助するもの。)

#### ① 国家戦略特別区域法第 36 条の 3 第 1 項に規定する創業者

表 2 創業者の具体的な内訳

	対象	備考
ア	事業を営んでいない個人が設立し、創業 5 年以内の企業	産業競争力強化法第 2 条第 24 項第 4 号
イ	中小企業者(注)が、新たに設置し、5 年を経過していない企業	同項第 6 号
ウ	事前に事業を営んでいない者による事業開始から 5 年以内の個人事業主	同項第 2 号

② 一定の第2創業（※）を行う事業者（①のイに該当する第2創業を除く。）

表3 一定の第2創業を行う事業者の具体的な内訳

対象	
ア	第二創業補助金の採択を受けている者
イ	掲げる事業計画の承認又は認定を受けた事業活動を行う者であって、新規事業分野などに挑むものと認められるもの
	中小企業新事業促進法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）の規定に基づく経営革新計画
	中小企業新事業促進法の規定に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(新連携事業計画)
	農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律）の規定に基づく農商工等連携事業計画
ウ	上記に準ずるものとして福岡市長が認める者

※ 第2創業…既存事業者が新規事業分野などに挑んでいくことをいう。

(注) 中小企業者の定義

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
企業組合・協業組合		
産業競争力強化法施行令第2条第2項に定める組合及び連合会		

(2) 求職者

明示されている者以外についても、例えば学生や無職で求職中の者など、特段の制限はないが、関係法令を遵守すること。

(3) 既存民間企業等

特段の制限はないが、公序良俗に反する企業などに留意するほか、関係法令を遵守すること。

## 5 マッチング業務（表1 i～iv）の具体的な内容及び手順

### (1) 創業企業等向けサービスの流れ

マッチング（表1 i～iv）を希望する創業5年以内の企業等及び一定の第2創業企業がセンターのウェブサイトにて登録

- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトにて登録すること。
- 登録に当たっては、公序良俗に反する企業や、反社会的勢力の関係企業など、人材マッチングの対象として不適切と認められる企業については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。
- マッチング対象外の創業者等からマッチングの希望が示された場合は、「求人スタートアップ紹介事業（2(4)、5(4)など）」や相談対応など、当該創業者等に提供できるサービスの案内をするとともに、スタートアップカフェの協賛企業や、厚生労働省の提供する「人材サービス総合サイト（※）」を紹介するなどの対応をすること。

※ 全国の人材派遣業、職業紹介事業について検索が可能

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>



担当コンシェルジュよりマッチングを希望する企業等に対する求人ニーズ等に関するヒアリング

- 担当コンシェルジュより、求める人材像や条件などについてヒアリングするとともに、制度について説明を行い事前に十分な納得を得ること。
- 国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（※）の活用意向を必ず確認すること（ウェブサイトの中にラジオボタン等を構築することにより確認することも可とする）。活用の意思を示した創業者については、速やかに福岡市創業支援課担当と当該事業者に係る情報を共有すること。
- 民間企業等からの出向、研修派遣等（表1 ii・iv）についてもマッチング可能である旨説明し、受入れの可否について確認すること。

(※) 国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例）

一定の国家公務員及び福岡市職員（以下「職員」）がスタートアップ企業に転職し、3年を超えない期間在職した後、引き続いて再び職員となった場合、当該職員が退職した場合におけるその者に対する退職手当に係る在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員の在職期間に引き続いたものとみなすものとする制度。

職員が、福岡市特区の区域計画（下記URL。国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業は、区域計画中2の(6)に記載）に掲載された企業へ転職する場合のみが対象となる（公務員の転職が広く対象となるわけではないため注意すること）。

福岡市グローバル創業・雇用創出特区区域計画

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kuikikeikaku.html#fukuokashi>



マッチング

- 創業者のニーズに合致した求職者や出向元候補企業について、当該創業者へ紹介すること。
- 面接日程等の調整を行うこと。
- 面接の結果について、確認をすること。

## (2) 求職者向けサービスの流れ

マッチング（表1 i・iii）を希望する求職者がセンターのウェブサイトにて登録

- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトにて登録すること。
- 登録に当たっては、反社会的勢力の関係者など、人材マッチングの対象として不適切と認められる者については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。



担当コンシェルジュより、マッチングを希望する求職者に対し就職希望の企業等のニーズのヒアリング

- 担当コンシェルジュより、希望する業種や、資格・経験などについてヒアリングするとともに、制度について説明を行い事前に十分な納得を得ること。
- 国、地方公共団体等の職員募集についても案内できる旨（表1 x）説明し、希望があれば、情報を提供すること。（提供する情報は、福岡市が定期的に提供することとするほか、インターネット等での公開情報に基づき紹介することも可。）



マッチング

- 求職者の希望に合致する創業企業等について、当該求職者へ紹介すること。
- 面接日程等の調整を行うこと。
- 面接の結果について、確認をすること。

### (3) 既存民間企業向けサービスの流れ

マッチング（表1 ii・iv）を希望する既存民間企業等がセンターのウェブサイトにて登録

- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトにて登録すること。
- 登録に当たっては、公序良俗に反する企業や、反社会的勢力の関係企業など、人材マッチングの対象として不適切と認められる企業については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。



担当コンシェルジュより既存民間企業等に対し出向、派遣研修等の受入れ先に関するニーズのヒアリング

- 担当コンシェルジュより、求める創業者像や条件などについてヒアリングするとともに、本件マッチングサービスの説明を行い事前に十分な納得を得ること。



マッチング

- 当該企業のニーズに合致した出向先候補企業等について、当該企業へ紹介すること。
- 面接日程等の調整を行うこと。
- 面接の結果について、確認をすること。

#### (4) 求人スタートアップ紹介（表1 v）の流れ

☆求人スタートアップ紹介とは

人材マッチングの対象とはならない企業（創業5年を超えるスタートアップ企業や一定の要件（4(1)②）を満たさない第2創業企業）の人材確保を支援するため、これらの企業の情報を登録し、コンシェルジュが共有することにより、求職や出向に係る相談対応等において、適宜これらの企業の情報提供を行うもの。

人材募集情報の公表を希望する企業がセンターのウェブサイトにて登録

- (1)の登録フォームとは、別のフォームにて登録
- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトにて登録すること。
- 登録に当たっては、公序良俗に反する企業や、反社会的勢力の関係企業など、人材マッチングの対象として不適切と認められる企業については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。



登録情報の活用

- 登録情報については、コンシェルジュが共有し、スタートアップ企業への就職を求める者からの相談への対応の中などで、適宜情報提供などの活用を行う。
- 本件サービスについては、マッチング（面会のセッティングなど個別のあっせん）は行わない。



登録情報の削除

- 企業から、登録情報の削除に関する依頼の連絡を受けた場合には、速やかに登録情報を削除するものとする。

## 6 相談対応業務（表 1 vi・vii）について

- 採用戦略（どのような人材を採用すべきか、そのような人材を採用するためにどのような活動を行うべきか）について、幅広に対応すること。
- 窓口、電話、メールにて相談対応を行うこと。
- 相談対応については、マッチングの対象である4(1)の創業企業等だけでなく、対象外のスタートアップ企業についても幅広に対応すること。

## 7 情報提供業務（表 1 viii～x）について

- 国、地方公共団体、経済団体等に対するセンターの情報提供・協力依頼は、主に市が担当をするが、受託者においても機会をとらえ制度の周知等の情報提供に努めること。
- 国、地方公共団体等の職員募集に係る情報の求職者に対する提供については、求職者から求められた、又は、相談対応の中で求職者が関心を示したなどの機会を捉え、積極的に行うこと。

## 8 報告事項

以下のとおり報告を行うこと。

### (1) 月間業務報告書

開設以降、毎月5日までに前月分の月間業務報告書作成のうえ提出すること  
ただし、令和5年3月分は令和5年3月31日までに作成のうえ提出すること

### (2) 中間業務報告書

令和4年9月30日までに作成のうえ提出すること

### (3) 最終業務報告書

令和5年3月31日までに作成のうえ提出すること

## 9 その他

- (1) 公序良俗に反する事業に係る創業者及び出向希望企業については、マッチングサービス等の提供を拒否することができるものとする。この場合、事前に福岡市に相談すること。
- (2) この要領に定めのない事項については、福岡市と十分に協議の上遂行すること。



＜参考資料＞

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）（抄）

（創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）

**第三十六条の三** 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。

2 略

（国家公務員退職手当法の特例）

**第十九条の二** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であって、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となった者であって、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となった日から起算して三年を経過した日までに再び職員となったもの（特定被使用者として在職した後引き続いて職員となった者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

3～9 略

※ 下線は福岡市

## ○福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（抄）

### 1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

- ① KAIZEN platform、Inc.（東京都新宿区、平成25年3月18日設立）
- ② 株式会社チームAIBOD（福岡市中央区、平成28年2月1日設立）
- ③ 株式会社ウェルモ（福岡市博多区、平成25年4月30日設立）
- ④ 株式会社スカイディスク（福岡市中央区、平成25年10月1日設立）
- ⑤ 株式会社SENTE（福岡市博多区、平成28年6月1日設立）
- ⑥ 株式会社Waris（東京都港区、平成25年4月1日設立）
- ⑦ Houyou 株式会社（北九州市小倉北区、平成26年12月1日設立）
- ⑧ ドレミング株式会社（福岡市中央区、平成27年6月24日設立）
- ⑨ 株式会社YOUI（福岡市中央区、平成29年5月1日設立）

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年度中に設置】

- i) 設置主体：国及び福岡市
- ii) 実施体制：民間の職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者）への委託により実施し、当該事業者が事務責任者及びコンシェルジュを配置する。
- iii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
  - ・創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者とのコンシェルジュによる

マッチング及び相談対応

- ・国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
- ・民間企業の従業員その他の者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等



福岡市開業ワンストップセンター  
運営要領

## 1 設置趣旨

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下、「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置するもの。

## 2 センターの事業概要

- (1) 開業を希望する者（以下「開業者」という。）がオンラインで行う法人設立等申請に係る補助・相談・説明業務（表1）
- (2) 開業者に対する所管省庁等及び連携先を通じた個別相談業務
- (3) 開業手続等に関する情報提供
- (4) スタートアップする際に必要な手続きに関する相談の対応
- (5) スタートアップ希望者に対する諸手続きに必要な土業・機関の紹介

表1 福岡市開業ワンストップセンターの事業概要

	手続き（オンライン申請）	所管省庁等	連携先
定款認証	電磁的記録の認証の囑託	法務省 民事局総務課	福岡公証役場 博多公証役場
法人設立登記	商業登記申請書	法務省 民事局商事課	福岡法務局 法務局法人登記部門 総括係
税務（国税）	法人設立届出書 青色申告の承認申請書 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	国税庁 長官官房総務課	福岡国税局 総務部 総務課 総務第一係 e-Taxヘルプデスク 福岡国税局電話相談センター
税務（県税）	法人設立・設置届出書	福岡県	博多（東福岡・西福岡）県税事務所 eL-TAXヘルプデスク
税務（市税）	法人設立・設置届出書	福岡市	福岡市財政局課税企画課 eL-TAXヘルプデスク
雇用保険	雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届	厚生労働省 職業安定局雇用保険課	福岡労働局 職業安定部 職業安定課 電子政府利用支援センター e-Gov
労働保険	労働保険関係成立届 労働保険概算保険料申告書 適用事業報告 就業規則届 時間外労働・休日労働に関する協定書	厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 企画係	福岡労働局 総務部 労働保険徴収課 電子政府利用支援センター e-Gov
健康保険・厚生年金保険	健康保険・厚生年金保険新規適用届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険被扶養者（異動）届・ 国民年金3号被保険者資格取得届	厚生労働省 年金局事業管理課	博多年金事務所 適用調査課 電子政府利用支援センター e-Gov

## 3 当センターのサービス提供時間

午前10時から午後9時までとする。

## 4 提供する設備内容

受注者は、上記2に定める業務に対応可能な窓口等を整備するとともに、必要なセキュリティ対策及びライセンス契約を行うこと。

### (1) 窓口

個人情報保護に配慮した窓口を整備すること。

(2) 備品

以下の備品を整備すること。

機器	台数	備考
ノートPC	2台	マウス等周辺機器含む
マイク付きヘッドフォン	1台	
マイナンバーカード読み取り機器	1台	
スキャナー	1台	

(3) 情報セキュリティ対策、個人情報保護及びライセンス

- (ア) 備品に関しては、共有のものを複数の開業者が使用することとなるため、前開業者の入力情報が備品に残らないよう、次の開業者が使用する前に備品の環境を使用前の状態に戻すソフトウェアを導入する（端末を初期化する）等の個人情報保護対策を講じること。
- (イ) オンライン申請情報や添付書類情報に電子署名を行う際には、AdobeAcrobatなどの電子署名用ソフトウェアが必要となるため、複数の開業者が利用することができるライセンスを取得すること。
- (ウ) 個人番号をその内容に含む個人情報の利用は必ず利用者本人のみが行い、利用者本人以外には確認できないように管理すること。
- (エ) 通信経路における情報漏えい等の防止策を講じること。
- (オ) その他必要な備品、設備に関しては、発注者と協議のうえ決定すること。

5 報告事項

以下のとおり報告を行うこと。

(1) 月間業務報告書

開設以降、毎月5日までに前月分の月間業務報告書作成のうえ提出すること  
ただし、令和5年3月分は令和5年3月31日までに作成のうえ提出すること

(2) 中間業務報告書

令和4年9月30日までに作成のうえ提出すること

(3) 最終業務報告書

令和5年3月31日までに作成のうえ提出すること

6 その他

- (1) 国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図ること。
- (2) 平成31年4月17日付け総理大臣認定「福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画」及び「国家戦略特別区域法第三十六条の二」を遵守すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、福岡市と十分に協議のうえ遂行すること。

《参考資料》

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

平成31年4月17日付け総理大臣認定

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(7) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「福岡市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年5月以降に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び福岡市

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iii) 実施体制：施設長、コンシェルジュを配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び福岡市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・コンシェルジュは、福岡市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・コンシェルジュによる申請書等の作成支援
- ・コンシェルジュから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報等

v) その他：ワンストップセンターにはコンシェルジュが常駐し、相談対応時間は、施設の保守等に要する日及び年末年始（12月28日～1月4日）を除く、午前10時から午後9時までとする。

福岡市の創業支援施設「スタートアップカフェ」や、国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。



○国家戦略特別区域法（平成25年法律第100号）

（新たに法人を設立しようとする者に対する援助）

第三十六条の二 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対し、法人の定款の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手續及び法人を設立する場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）その他の法令の規定に基づく手續に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行うものとする。

- 2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。
- 4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。